

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」の
先進医療からの削除見込みについて

今般、2020年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省で「先進医療」の見直しが行われており、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」^{※1}および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」^{※1}（以下「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等）は、2020年4月1日より「先進医療」から削除される見込みとなります。

そのため、ご契約日にかかわらず2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等における、保険金・給付金の支払可否につきましては下記のとおりとなる見込み^{※2}ですので、ご注意くださいようお願いいたします。

1. 先進医療を受療した際にお支払いする保険金・給付金について

先進医療特約（無解約返戻金型）の先進医療給付金等^{※3}は、お支払対象外^{※2}になります。

これは、「療養を受けた時点で先進医療として定められているもの」を支払事由とする約款規定に基づく取扱いとなります。

2. 手術を受けた際にお支払いする保険金・給付金について

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」を先進医療から削除するに際し、既存の「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」との併用を認める方向で検討がなされている模様ですが、現時点においては確定しておりません^{※2}。その併用が認められた場合には、低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の手術給付金等^{※4}は引き続きお支払対象となります。

これは、「先進医療に該当する診療行為」または「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」のいずれかを支払事由とする約款規定に基づく取扱いとなります。

※1：削除される見込みの技術の概要は下記のとおりです。

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	白内障の治療として、遠近2カ所に焦点が合う多焦点眼内レンズを挿入することで、治療後の眼鏡依存度を軽減させる治療法
歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法	「エムドゲインゲル」という歯周組織再生材料を用いて、歯周炎によって失われた歯周組織を再生する治療法

※2：2020年3月末の厚生労働省告示をもって決定されます（見込み）。今後の本改定に関する情報につきましては、「公共機関の情報（厚生労働省ホームページ等）」、もしくは「当社オフィシャルサイトに掲載予定の情報（2020年3月末の厚生労働省告示が判明次第、掲載予定）」をご確認ください。

※3：先進医療を受療した際に保険金・給付金をお支払いする商品および保険金・給付金は以下のとおりです。

商品名称・約款名称	給付金名称	商品名称・約款名称	保険金名称
先進医療特約（無解約返戻金型）	先進医療 給付金	高度先進医療費用担保特約 ^注	高度先進医療費用保険金
先進医療特約α		高度先進医療費用担保特約（H17） ^注	
先進医療特約		先進医療費用担保特約 ^注	先進医療費用保険金
一時払先進医療特約		先進医療費用担保特約（A） ^注	
	先進医療費用補償特約（A）（H22） ^注		
		先進医療費用補償特約（B）（H22） ^注	
		先進医療費用補償特約 ^注	

注：2019年4月1日にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から三井住友海上あいおい生命保険株式会社に移行した契約です。

※4：手術を受けた際に保険金・給付金をお支払いする商品および保険金・給付金は以下のとおりです。

商品名称	約款名称	給付金名称
新医療保険Aプレミア	低・無解約返戻金選択型医療保険（18）	手術給付金
新医療保険A、新医療保険Aプラス	低・無解約返戻金選択型医療保険	
新医療保険α	新医療保険α	
一時払終身医療保険（低解約返戻金型）	一時払終身医療保険（低解約返戻金型）	
ルナメディカル	無解約返戻金女性総合医療特約	

以上